◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　事業名　国道31号坂電線共同溝ＰＦＩ事業

⑶　対象施設　電線共同溝（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第２項の９に定める電線共同溝（道路附属物））、車道・歩道（舗装）、道路附属物（道路照明、道路標識等）

⑷　事業場所

①　所在地　広島県安芸郡坂町平成ヶ浜３丁目地内～広島県安芸郡坂町横浜中央１丁目地内

②　事業対象　一般国道31号

③　延長　0.8㎞（道路延長：0.4㎞）

⑸　事業内容　国道31号坂電線共同溝ＰＦＩ事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条の規定に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式）により、電線共同溝等の設計、建設、維持管理を行うものである。次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、要求水準書を参照すること。

①　調査・設計業務

②　工事業務

③　工事監理業務

④　維持管理業務

⑹　事業期間　事業契約締結日から令和27年３月31日まで

2　競争参加資格

⑴　基本的要件

①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

②　応募グループは、当該グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。また、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業という。

③　応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、以下のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア　直近３期が債務超過でないこと。

イ　経常収支が３期連続で赤字でないこと。

ウ　３期以上の決算を迎えていること。

④　上記③のＳＰＣの設立において、構成員はＳＰＣに出資すること。ＳＰＣへの出資については、以下のアからウまでの要件を満たすこと。

ア　構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ中国地方整備局の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑤　ＳＰＣを設立する場合は、構成員以外の者で、当該ＳＰＣより業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業は、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業とする。

⑥　応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連のある者が工事監理業務と工事業務（調整マネジメント業務（工事段階）及び本施設の所有権移転業務を除く）を実施することはできない。また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施する企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、中国地方整備局と協議するものとし、中国地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑧　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑨　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

⑩　上記⑥及び⑨の「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件　応募グループの構成員並びに協力企業は、以下の①から⑧までの全ての要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　中国地方整備局が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わった株式会社ニュージェック及び御堂筋法律事務所、あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦　中国地方整備局が設置した国道31号坂電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会（以下「有識者等委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、上記⑴⑩に同じ。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸①に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、以下の①から④までの全て要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、以下の②又は事業監理業務※の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満たせばよいものとする。

※事業監理業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。

①　中国地方整備局における令和７・８年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。